

事業手続き



三重県

- 森林を重視すべき機能別に生産林と環境林に区分し、環境林に対する新たな森林づくりの展開を図る

80%負担

85%負担

補助金交付

補助金交付申請

市町村

- 三重県型森林ゾーニングの実施とPR
- 森林環境創造事業の関係者への啓発
- 認定林業事業体の指導
- 補助金交付条件の付帯（20年間の皆伐禁止）

20%負担

15%負担

森林環境創造事業

- 環境林整備計画提出 ↑
- 補助金交付申請 ↑
- 補助金交付 ↓

森林再生CO₂吸収量確保対策事業

- 環境林整備計画提出 ↑
- 委託契約 ↓

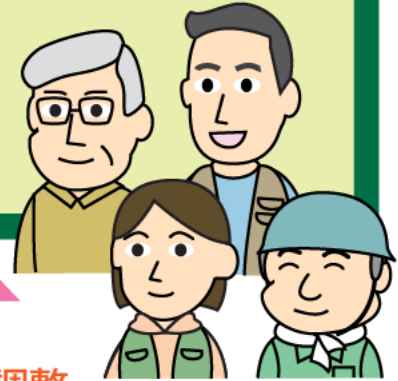
設置

提言等

地区森林管理協議会

……… 協議会の主な役割 ………

- 1 県型森林ゾーニングにおける環境林の設定についての協議・調整
- 2 認定林業事業体が策定する環境林整備計画についての協議・調整
- 3 多様な主体の協働による森林整備システムなど森林管理手法等に関する検討・提案



協議・調整

認定林業事業体（事業主体）

- 環境林整備計画（20年間）の策定
- 森林整備作業（天然育成林施業等の実施）
- 森林所有者への事業導入の働きかけ



20年間
皆伐禁止の遵守

森林管理委託

森林所有者

- 20年間の森林の提供（認定林業事業体への森林の管理委託）
- 管理委託終了後の繁茂した広葉樹の保全



針葉樹・広葉樹
混交林等多様な
森林づくりへの同意

健全で多様な
森林整備
及び境界管理

森林管理に関する
委託契約締結

啓発・協働

環境林づくり協定締結（三者協定）

お問い合わせ先……

三重県環境森林部 森林振興室

TEL.059-224-2564 ホームページ <http://www.eco.pref.mie.jp/>